

(様式第2号)

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和5年11月14日(火) 午後1時30分から午後1時58分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	3名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

## 第 2 回 島 本 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 日 時 令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 から 午後 1 時 5 8 分

2. 場 所 島 本 町 役 場 3 階 委 員 会 室

3. 議 事 日 程

### 【報告】

- ①農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について
- ②農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出書について

### 【審議】

- ①農地パトロール (利用状況調査) の結果について
- ②島本町農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画の利用権設定について

4. 出 席 者

(委 員)

会長	好本 勲	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次	委員	白藤 美穂子
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中桐 文余
委員	中村 清司	委員	藤澤 すなほ	委員	向谷 悟
委員	森村 実	委員	横山 豊		

(事 務 局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	参事	内山 蔵人
担当	大森 隆雄				

5. 欠 席 者 0 名

6. 傍 聴 人 0 名

農 業 委 員 会 会 長 好 本 勲

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。</p> <p>まず、皆様にお詫びと議案書の訂正がございます。</p> <p>尺代地区の農地パトロールの議案書でございますが、遊休農地の指定について協議すべき農地の写真が漏れておりましたので、本日お配りしましたものに差し替えていただきますように、お願い申し上げます。</p> <p>本日の案件でございますが、本日配布しております報告案件が9件、審議案件が3件となっており、事前に資料は、郵送のほうさせていただいております。</p> <p>それでは、本会会議規則第6条の規定により、好本会長に議長をお願いいたします。</p> <p>好本会長、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様です。今年も残り2か月となって、忙しいところで当農業委員会ということになりますが、よろしく審議のほう、よろしく願いいたします。</p> <p>早速ですけども、審議に入る前に委員の出席状況について報告いたします。</p> <p>委員14名中、欠席0で全員出席となっております。</p> <p>会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立していることをここにご報告いたします。</p> <p>次に、本日、傍聴者はありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。傍聴者はおられません。</p>
<p>議長</p>	<p>傍聴者もないようですので、本日の審議に入ります。</p> <p>それでは、報告案件は9件でございますが、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件①から④の4件をご報告させていただくものでございます。</p> <p>本件は高浜1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。</p>

共同住宅の建設のための転用する予定となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

本件は青葉1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。

住宅地及び駐車場のための転用となっております。

なお、当案件は、農地転用届の提出漏れの農地であったことから、顛末書を添付していただいた上、届出を受理したものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

本件は広瀬2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。

住宅の建設のための転用となっております。

なお、当案件は、農地転用届の提出漏れの農地であったことから、顛末書を添付していただいた上、届出を受理したものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

本件は桜井3丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。

共同住宅の建設のための転用する予定となっております。

15ページから20ページにかけて仮換地指定通知や仮換地位置図等を掲載しております。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。

続きまして、21ページをお開きください。

ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして、他の目的に転用するもので、報告案件⑤から⑨までの5件をご報告させていただくものでございます。

本件は、桜井2丁目から5丁目の合計47筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は戸建て住宅の建設となっております。

23ページから36ページに従前地図と仮換地指定図等を掲載しております。

続きまして、37ページをお開きください。

本件は、桜井2丁目から桜井3丁目及び桜井5丁目の41筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は戸建て住宅の建設となっております。

P39から52ページにかけまして、従前地図と仮換地指定図等を掲載しております。

続きまして、53ページをお開きください。

本件は、桜井2丁目から5丁目の合計46筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は戸建て住宅の建設となっております。

55から68ページに従前地図と仮換地指定図等を掲載しております。

議 長

続きまして、69ページをお開きください。

本件は、桜井2丁目の1筆、桜井3丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は一戸建て住宅用地となっております。

70ページから76ページに仮換地指定通知や仮換地位置図等を掲載しております。

続きまして、77ページをお開きください。

本件は、広瀬5丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は資材置場、駐車場となっております。

以上が、農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございました。

以上、各報告案件についてご説明のほうさせていただきました。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

なお、これまでもご説明させていただいておりますが、個人情報保護の観点から、個人情報の取扱いに関しては、十分ご注意くださいよう、改めてお願い申し上げます。

以上でございます。

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました案件について、委員の皆様からご意見・ご質問等があればお受けします。

大丈夫でしょうか。

では特に発言がないようですので、質疑を終結し報告を受けたものいたします。

それでは、報告案件の議事が終了いたしましたので、審議案件に入ります。

事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、審議案件①「農地パトロール（利用状況調査）の結果について」資料に沿って説明のほうさせていただきます。

まず81ページをお開きください。

こちらのほう10月20日から10月31日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。

また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆、合計面積は171㎡となっております。

82ページから88ページまでが、農地パトロール実施日の写真でございます。

恐れ入ります、本日お配りしました差し替え分の議案書の87ページのほうを、ご確認をお願いいたします。

	<p>本日お配りした議案書の８７ページをご確認をお願いいたします。</p> <p>本日お配りした分でございます。</p> <p>こちらの尺代の写真でございますが、下の写真が、前年度、遊休農地として指定されている箇所でございます。</p> <p>当該農地につきましては、依然として草木が生い茂っている状況でございます。</p> <p>当該農地につきましては、引き続き遊休農地として指定するかどうか後ほど審議していただきたいと思えます。</p> <p>なお、その他の地域についてでございますが、農空間保全地域で地域計画対象地である高浜地域においては、現在も、本町でも一番農地の多い地区となっていることから、一段のまとまりとして農地がよく管理されているという印象を受けました。</p> <p>また、同じく農空間保全地域で地域計画対象地域である東大寺地区等におきましても、一段のまとまりとして農地が適切に管理されていると感じました。</p> <p>なお、一部の地域の農地におきましては、雑草が伸びているところもございましたが、所有者の方が、定期的に草刈りを行っておられるようでしたので、一定の維持管理はされているものと考えられました。</p> <p>そのため、その他の地域につきましては、新たに遊休農地に指定すべきものはないと考えております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました案件について、各地区の農業委員からの補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、高浜地区の補足説明を私からさせていただきます。</p> <p>高浜地区、今、事務局から説明があったところと、ほぼ変わったところありませんが、以前の審議より続いておりましたいちごの温室について、数日前からいちごの苗の植え付けも終わり、順調に進んでいるというような感じぐらいの変化です。</p> <p>高浜としてはそれぐらいです。</p> <p>次に山崎地区の横山委員、地区の説明をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>山崎地域は元から農地は少ないんですけども、今後、今出てる話では後２か所ほど、売却の話がもう整ったということを知っております。</p> <p>まだ出ておりませんが、これからですけどね。</p> <p>それによってまた、田がまた減る恰好になると思えます。</p> <p>後、耕作されていないところも、草刈りとかもお願いして全部やっってもらってますんで、そういう状況でございます。</p>

議 長	<p>はい、ありがとうございました。 次に大沢地区の向谷委員、お願いいたします。</p>
委 員	<p>大沢地区ですけれども、先ほど事務局からのご説明においてどおり大沢地区に関しては遊休農地はございませんでした。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 続きまして、広瀬地区、中村委員お願いいたします。</p>
委 員	<p>広瀬ももう、ぽつりぽつりと、あちこちに田が残って、どこに田があんのかなという、探さなんようになりました。 遊休農地はもう、整備されて畑にしたり、いろいろなことになってますが、まあ例年どおりのことでした。以上。</p>
議 長	<p>続きまして東大寺地区、井上委員お願いいたします。</p>
委 員	<p>はい。東大寺は4件の未耕作の田んぼがありまして、そのうちの1件は、開発が決まったようです。 あと3件のうち2件は草刈り等もきっちりされてるようなんですけども、1件が若干トラクターを入れずに、草刈り機だけで、その作業されてるようなんです、若干目立つんですけども、今後また話に行きたいと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 では続きまして尺代地区、小西委員お願いいたします。</p>
委 員	<p>尺代地区ですけれども、事務局は先ほど説明がありましたように、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>の畑のところで、ちょっと1件遊休農地があるということで、これも前任者から聞いたら、いろいろともう大変な人やということで、これからはいろいろと検討して行って、できるだけ草を刈っていただくように行っていきたくて、そういうふうに思っております。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。桜井地区、馬場委員お願いします。</p>
委 員	<p>桜井地区です。 遊休農地ございませんで、皆さんそれなりに畑も草刈りをきっちりされ</p>

<p>議 長</p>	<p>ております。</p> <p>桜井地区は、現況、非常に開発の分が多くございまして、これから畑地ですね、これをしっかりと観察していきたいと思っております。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、各地区からの委員の報告が終わりましたので、本件について、ご意見、ご質問等があったらお受けいたします。</p> <p>特に、現在指定されている1筆の遊休農地の指定をどうするかについての、意見がありましたらよろしく願います。</p> <p>特にどちらの委員からも遊休農地について意見はないようですので、採決を行いたいと思います。</p> <p>採決について、現在、尺代の1筆の農地が遊休農地として指定されていますが、これを継続して遊休農地とするということに賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成と認め、本件については継続して遊休農地とするということに決めさせていただきます。</p> <p>続きまして、審議案件②についての審議に入りたいと思います。</p> <p>事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案書の89ページをお開きください。</p> <p>これまで、調整区域の農地の賃借については、「農地法第三条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の2つの系統がありましたが、農用地利用集積計画によるものは、令和5年度以降は、地域計画を活用した賃借と、地域計画を活用しない賃借で行うこととなり、どちらも中間管理機構であるみどり公社とのやり取りが必須となっております。</p> <p>しかしながら、地域計画を設定するのは、ほぼ全ての市町村がこれからであることから、時限措置といたしまして、従前の利用権設定が令和6年度末まで活用できることから、従前の手法である借り手との交渉を行い、相対契約を締結する手続きが可能でございます。</p> <p>今回の利用権設定については、相対契約を締結する方法にて行うものでございます。</p> <p>こちらの農地は、令和5年5月15日に開催されました、第9回農業委</p>

議 長

員会にて議決された、高浜地区の利用権設定地に囲まれた土地でございます。

この土地はもともと町所有の里道でございます、この土地と、貸し手が所有していた近隣にある僅少の農地との交換手続きが行われました。

そして、法務局にて登記手続きが行われたところ、新しい地番が付与されました。

そのため、既に利用権設定されている周辺の土地に加えまして、新たに利用権を設定するための手続を行うものでございます。

90ページが貸し手用の申請書、91から92ページが借り手用の申請書となっております。

そして、93ページが農用地利用集積計画、94ページが借り手の農業経営の状況、95ページから97ページが当該地に関する情報でございます。

この計画の要件には、①番、農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること、②番、利用権の設定等を受ける者について、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事していること、③番といたしまして、利用権を設定する土地について、関係権利者すべての同意を得ていること、これらの要件が必要となっております。

これらは基本的に、農地法第3条の許可要件と同じになっておりまして、当申請書及び集積計画等に不備はございません。

また、当借主は本町の認定新規就農者を受けております。

そのため、農業委員会におきまして決定いただきたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

ただいま事務局から説明にありました点、これ先ほどイチゴハウスを農地パトロールで説明させていただきました施設の土地でございます。

土地の中に、田んぼ内に里道が残っておりまして、なおかつ道の中に個人の土地があるというような状況が発生しておりましたので、現況の状態にそろえさせていただいたという手続です。

私のほうからは説明は以上です。

それでは委員の皆様からご意見とご質問がありましたら、お受けいたします。

よろしいでしょうか。

特に質問がないようですので質疑を終了をいたしまして、採決を行いたいと思います。

この件に関して賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ということで、ご異議ないものと認め、挙手多数により本件は承認いたします。</p> <p>続きまして、審議案件③について、事務局よりの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の98ページをお開きください。</p> <p>先ほどの審議案件と同じく、利用権設定について、相対契約を締結する方法にて行うものでございます。</p> <p>こちらは、令和2年12月に農用地利用集積計画の決定をされている農地について、期限満了による更新申請が提出されましたことから、本農業委員会にて再度更新の決定をいただくものでございます。</p> <p>99ページが貸し手用の申請書。</p> <p>100から101ページが借り手用の申請書となっております。</p> <p>そして、102ページが農用地利用集積計画、103ページが借り手の農業経営の状況など、104ページから105ページが当該地に関する情報でございます。</p> <p>この計画の要件には、先ほどと同様の要件が必要となっております。</p> <p>これらは基本的には農地法第3条の許可要件と同じとなっております。当申請書及び集積計画等に不備はないため、そのため、農業委員会において決定いただきたいと存じます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局の説明にありました案件、高浜地区となっておりますので、私のほうから少し補足させていただきます。</p> <p>先ほどの説明のとおり、令和2年から借地として耕作されておりました、今現在も同様に継続してされている案件でございます。</p> <p>特に問題はないかというふうに思っております。</p> <p>この件につきまして、委員の皆さんからのご意見、ご質問をお受けいたします。</p> <p>特にご意見がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>この件に関して、賛成の方挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員挙手により、本案件は承認いたしました。</p>

<p>委員</p>	<p>どうも、これもちまして、本日の審議案件、全て終了といたしました。</p> <p>委員の皆様のおかげから、この他、何かこの機会にお話しされることありますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>案件で済んだことなんですけども、[REDACTED]なのか、[REDACTED]なのか、2つあるのんか、37ページなんですけどね、譲り渡し。どっちが正しいんやろ。</p>
<p>事務局</p>	<p>恐れ入ります。</p> <p>[REDACTED]、37ページでございますよね。</p> <p>[REDACTED]でございます。</p> <p>すみません、こちらのほう報告のところ、一部抜けてたところありまして申し訳ない、[REDACTED]でございます。</p> <p>申し訳ございませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>あと、どなたか、質問のある方、おられますでしょうか。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>本日の案件、これで終了といたしますが、事務局のほうから何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。事務局から、2点皆様に連絡事項がございます。</p> <p>まず、本日配布いたしましたお手元の資料のほうをご覧ください。</p> <p>大阪府の肥料価格高騰緊急支援対策事業でございます。</p> <p>1枚もんのカラー刷りの分でございます。</p> <p>こちらのほうなんですけれども、大阪府から、令和5年度独自事業として申請受付が開始されたと、本町にも連絡がございましたので、情報共有のほうさせていただきます。</p> <p>府の事業となりますので、事業に関することや不明な点がございましたら、また別途お配りしております連絡先のほうにお問い合わせのほう、よろしく願いいたします。</p> <p>次に2点目としまして、農林業祭についてでございます。</p> <p>12月の1日金曜日に品評会を、2日土曜日にイベントを開催いたします。</p> <p>すでに実行委員会では詳細をお伝えしておりますので、ご説明は割愛させていただきますが、当日のご参加・ご協力につきまして、改めてお願い</p>

<p>議 長</p>	<p>申し上げます。 事務局からは以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。 その他、何かございませんでしょうか。 特にないようですので、ここで議長を解任させていただきます。 今日は、ありがとうございました。ご苦労様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、以上をもちまして、第2回島本町農業委員会を閉会いたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。 お疲れさまでございました。</p>